平成２７年（フ）第４４５号
相模原市南区相武台３丁目26番49号　メゾン・ド・マグノリア202号
債務者　高野　　明
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９７号
岐阜県恵那市大井町318番地29　田口アパート１号
債務者　尾澤　尚也
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２２４号
岡山県倉敷市中庄団地６番３―101号
債務者　三宅　利博
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
高知県土佐市蓮池1490番地１
債務者　福留　　毅
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２３号
高知県香南市赤岡町701番地　市営住宅中浜団地413号
債務者　髙本　康秀
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３８号
高知市一宮しなね２丁目27番34号　ロイヤル一宮303
債務者　松本　優也
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３９号
高知市一宮しなね２丁目27番34号　ロイヤル一宮303
債務者　松本　真伊
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６９号
愛知県豊川市諏訪１丁目10番地の２　セトル薫201号
債務者　林谷　美香（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２０９号
愛知県蒲郡市三谷町八舗110番地１　ユトリロ三谷102
債務者　岡田　恵美（旧姓金指）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２６８号
北海道旭川市東８条１丁目１番16号　コーポ錦206号室
債務者　渡邊亜紀子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４９８号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目３番19号コトブキマンション408号
債務者　藤澤　綾香
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1964番地
債務者　平良　初夫
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５７号
栃木県那須塩原市北赤田316番地591
債務者　室井　健一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第５９２号
静岡市清水区折戸３丁目４番１号　清水折戸団地114号
債務者　山影三千代
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６２３号
大阪府守口市緑町１番27―604号、前住所大阪府守口市文園町５番25―104号
債務者　弓削　真人
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目２番33号　Ｓｏｕｔｈ207号
債務者　知念　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部